

第3回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会

次 第

令和8年7月15日(水)18時30分
於：東棟3階庁議室（オペレーションルーム）

1 開会

2 議事

- (1) 条例制定の基本的な考え方について
- (2) (仮称) 世田谷区いじめ防止等対策推進条例（素案）について
- (3) 子どもの意見聴取・実態把握の結果等について
- (4) (仮称) いじめ防止等対策推進条例素案シンポジウム（案）について

3 閉会

次回 令和8年10月19日（月）18時30分～

第3回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会

資料一覧

- | | |
|------|-----------------------------|
| 資料 1 | 条例制定の基本的な考え方（議論の視点） |
| 資料 2 | （仮称）世田谷区いじめ防止等対策推進条例（素案） |
| 資料 3 | 子どもの意見聴取・実態把握の結果等 |
| 資料 4 | （仮称）いじめ防止等対策推進条例素案シンポジウム（案） |

条例制定の基本的な考え方（議論の視点）

— 子ども中心のいじめ防止等対策を実効性のある制度として構築する —

I 条例制定にあたっての基本認識

1 いじめとは

- ・いじめは、重大な人権侵害に発展し得る行為であり、子どもの心身・生命に深刻な影響を与えることがあり、その影響は在学中にとどまらず、成長過程や将来にわたって残り得る。
- ・一方で、いじめは子どもの発達過程や、友人関係に限らない子どもを取り巻く多様な人間関係の葛藤の中で生じ得るものであり、加害行為を行った特定の個人の問題だけに原因を求めることはできない場合が多くある。
- ・子どもは、状況や関係性によって、被害者にも加害者にも、また傍観者にもなり得る存在である。

2 条例の基本姿勢

- ・いじめを「起こしてはならない事象」として否定するだけでなく、起こり得るものとして捉え、事態が深刻化せず、関係する子どもが孤立することなく、問題が固定化しないようにする体制を整える。
 - ・処罰や責任追及を目的とするのではなく、子どもの状況及び背景への理解を踏まえ、関係の修復※と子ども主体の解決に向けた学びにつなげる対応を重視する。
 - ・被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復を図ることを最優先としつつ、関係したすべての子どもを孤立させない。
- ※本条例において用いる「関係の修復」とは、必ずしも被害を受けた子どもに関係の継続や和解を求めることを意味するものではなく、子どもの安全・安心を最優先とし、距離の調整、環境調整等を含めた複数の選択肢の中から、子ども本人の意向を尊重しながら、関係性の在り方を調整していく過程を指す。

II 条例制定の基本理念

1 条例の目的と基本的立場

（1）条例の目的

本条例は、

- ・いじめの未然防止
- ・予兆への気づき及び予防的対応
- ・発生時の早期発見及び早期対応
- ・被害を受けた子どもの心身の回復
- ・再発防止と子どもの関係性の修復

を総合的に推進し、学校をはじめとして、「すべての子どもが安全・安心に学び、生活し、成長できる環境を確保すること」を目的とする。

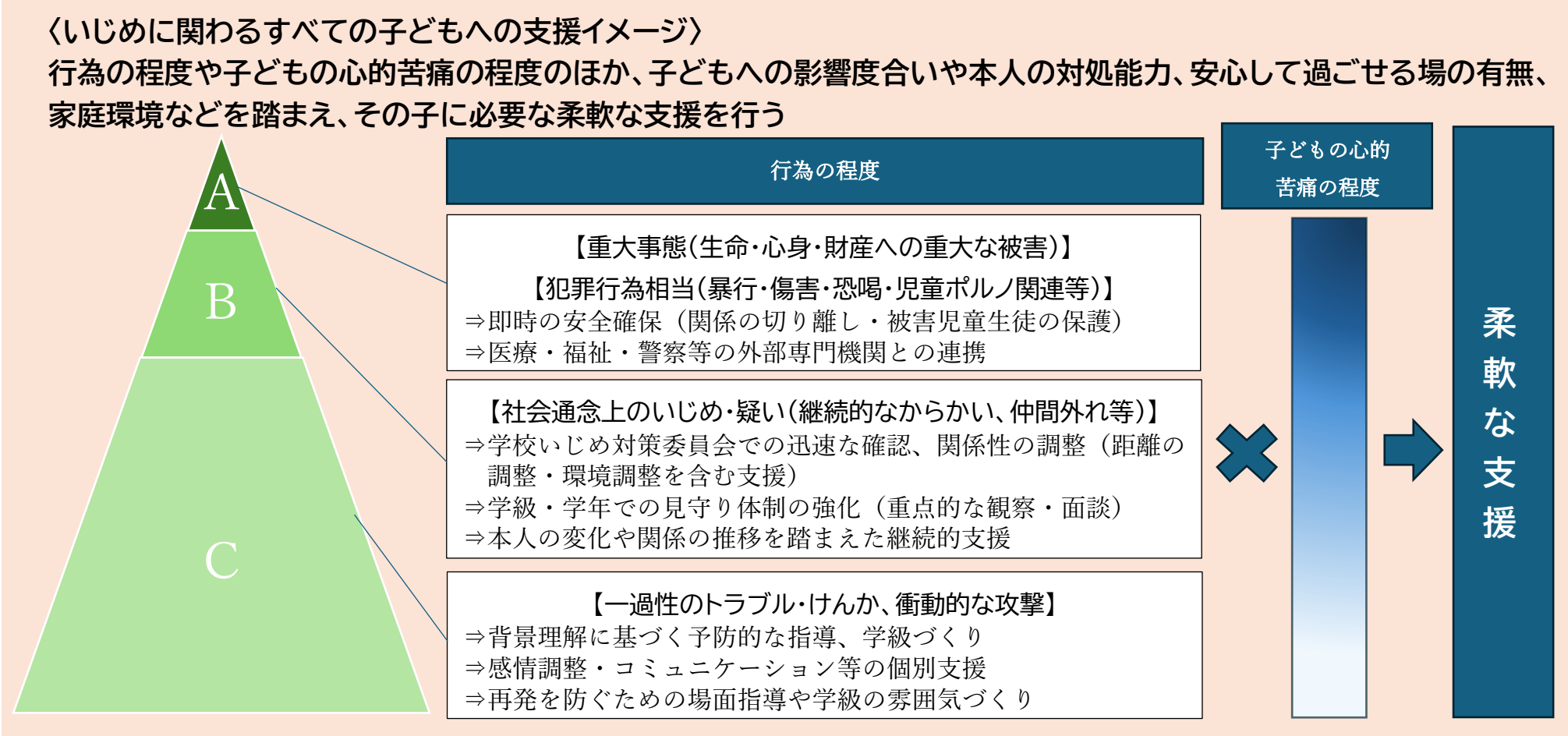
（2）いじめの捉え方

- ・本条例における「いじめ」は、いじめ防止対策推進法第2条の定義を基本としつつ、
- ・形式的・客観的な行為の有無のみではなく、子どもが感じている心理的・身体的苦痛を重視して捉える。
- ・また、育ちの環境や背景事情の中で生じる事象であると捉える。

その上で、

- ・財産・精神・身体・生命に重大な危険を及ぼすものから
- ・日常の関係性の中で生じる軽微だが継続的な傷つきまで

幅のある現象として整理し、同一の対応を当てはめない。



2 基本理念

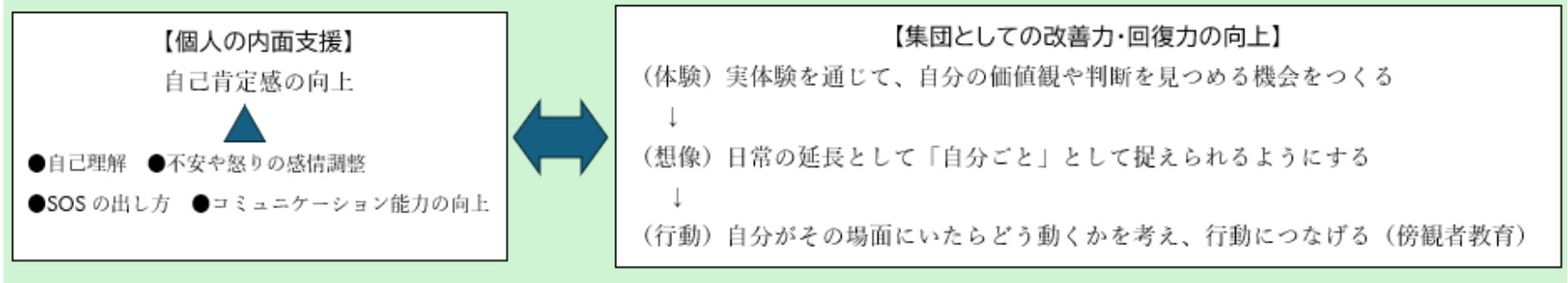
- (1) 子どもの最善の利益
 - ・判断・対応のすべてにおいて、子どもの最善の利益を軸とする。
 - ・最善の利益は、子どもの現在の生活や成長段階だけでなく、将来にわたる成長や自立を見据えた視点から捉える。
 - ・子どもの意見表明権を尊重し、「どうしてほしいか」「どうになりたいか」を丁寧に聴く。
 - ・自ら支援を求めることが困難な子どもや、自身の置かれている状況をいじめとして認識することが困難な子どもにも十分配慮する。
 - ・子どもに寄り添った、学校の専門性と知見を活かした対応を行う。
 - ・被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復を図ることを最優先としつつ、行為に及んだ子ども、周囲で傍観する立場にあった子どもについても、それぞれが抱える背景や困難に目を向け、再発を防ぎ、健やかな成長につながる支援を行うものとする。
- (2) 起こり得るものとしてのいじめ
 - ・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る。
 - ・「いじめを起こさない学校」ではなく、「いじめが起きにくい学校」「気づき、支え、深刻化させない学校」を目指す。
- (3) いじめの対応の考え方
 - ・処罰や責任追及を目的としない。
 - ・行為の背景、子ども同士の関係性、発達段階等を理解した上で、日頃からの人間関係の改善や相互理解の積み重ねを含む「関係性の調整及び回復」を重視する。
 - ・これにより、子どもの成長機会を確保し、子ども自身が自ら考える機会を創出するとともに、子どもの発達や学びの過程に即した対応を行う。
 - ・発生したいじめについては、早期に気づき、支え、深刻化させないことを重視する

Ⅲ 段階別の基本的な考え方

1 いじめの防止

- (1) 予防
 - ・子ども一人ひとりの違いが尊重され、成功体験だけではなく失敗や葛藤を通した学びが大切にされる学級運営・学校文化の形成。
 - ・子ども同士が安心して気持ちや意見を表明し、違いに気づき、対話を通して関係性を調整していく経験を重ねるなど、日常的な人間関係の改善や関係づくりを重視した学級・学校づくりを行う。
 - ・児童生徒が安心して過ごすことができるよう、学級運営、居場所づくりその他の環境調整を予防の観点から行う。
 - ・対話力、ソーシャルスキル、感情の扱い方、ネット上の関係性理解など、いじめに至らないための力を育む参加型の教育の重視。（感情調整、ネットリテラシーの育成、DC の実施）
 - ・教職員が日常的に子どもの様子や小さな変化について相談・共有でき、必要に応じて専門職も含めてチーム学校で対応を検討できるなど、気づきを個人で抱え込まず、学校全体でつないでいく風土づくりを、予防の基盤として重視する。
 - ・子ども・保護者・教職員が、いじめが起きた場合の考え方や対応の方向性を共有している状態をつくる。（学校いじめ防止基本方針を子ども・保護者・地域・教職員で共有・共通理解を図る）

予防と成長:子どもの「解決する能力」を育てる



(2) 予兆 (変化への気付き・予防的対応)

- ・複数の目による観察・日常的な対話を重視し、教職員や周囲の大人、子ども同士が感じる児童生徒の言動、表情、関係性その他の変化並びに学級又は集団の状況の変化を、いじめにつながるおそれのある予兆として捉え、これを見過ごすことなく、必要な支援その他の予防的な対応につなげる。
- ・教員個人での対応から、休み時間も含めた学校生活全般において網羅的に目を向けられるよう、「チーム学校」への体制に変化させていく。
- ・コミュニケーションや行動の変化を「問題行動」として指導するだけでなく、伴走・支援の対象としても扱う。
- ・予兆が見られる場合には、必要に応じて見守り体制の強化、居場所の確保、集団編成の工夫その他の環境調整を行い、いじめの発生を未然に防ぐ。

2 発生 (早期発見・早期対応)

- ・明確な被害の申告がない場合であっても、児童生徒が心理的又は身体的な苦痛を感じていると認められる状況その他いじめが疑われる行為又は状況を把握した場合には、必要な事実確認その他の対応につなげる。
- ・単なる事実認定ではなく、子どもの心情・不安・恐怖への寄り添いを中心に置いた対応を行う。
- ・ある場面では加害だった子ども、別の場面では被害となる場合もあるという認識を持ち、被害又は加害という立場を固定的に捉えることなく、児童生徒の状況及び背景を踏まえ、いじめに至った要因その他の背景事情についても丁寧に把握する。
- ・子ども同士の関係性の調整及び回復と安全・安心な学校生活環境の確保を同時に進める。その際には、被害を受けた子どもの意向を踏まえ、席配置、活動場面、居場所の確保その他必要な環境調整を行う。

3 子どもを中心に据えた解決観

- ・いじめが発生した後の解決にあたっては、対話による関係性の調整・修復に限らず、距離の調整、環境調整など、子どもの安全・安心と意向を最優先とした複数の柔軟な選択肢を許容する。
- ・環境調整は、被害を受けた子どもに我慢や適応を求めるものではなく、子どもの安全・安心を確保するために行う。
- ・大人が結論を押しつけ、収束させるのではなく、子ども自身が修復の解決過程に関わることを重視する。
- ・教員の専門性と知見を活かした、子どもを第一とした対応を迅速に行う。

4 重大事態 (※) への対応

※ここでいう「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

●重大事態への基本姿勢

① 最優先事項

- ・即時のいじめ行為の停止。
- ・被害を受けた子どもの生命・心身の安全と学習保障。
- ・必要に応じて、別室対応、学習環境の調整、人間関係の調整その他の環境調整。
- ・迅速な支援の開始と被害を受けた児童・生徒への支援継続。

② 調査の考え方

- ・重大事態における調査は、事実関係を明らかにするために行われるものであり、子どもへの支援を開始・継続しない理由となるものではない。支援は調査の進行と並行して行われるべきものであることを、基本的な前提とする。
- ・学校調査・教育委員会調査・第三者委員会調査には、それぞれの役割と対応できる範囲がある。
- ・子どもの状態・保護者の思いを踏まえ、最も適切な調査主体を選択する。
- ・調査の段階においても、支援が確実に行われる体制を整備する。

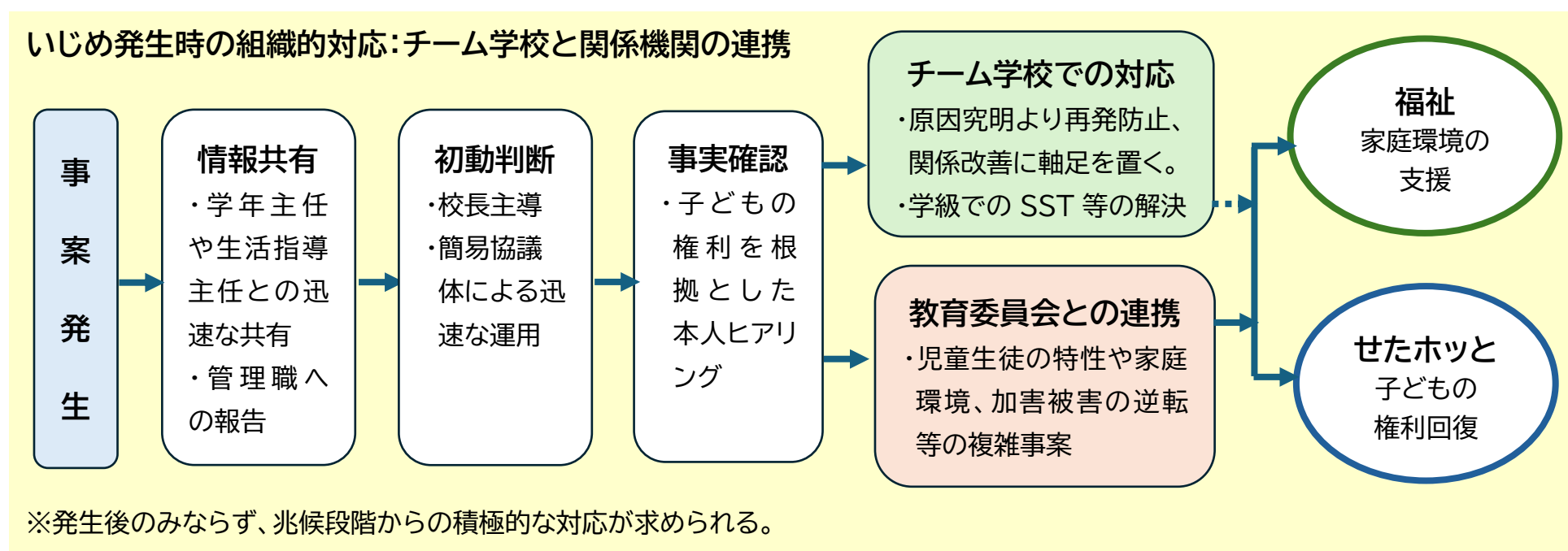
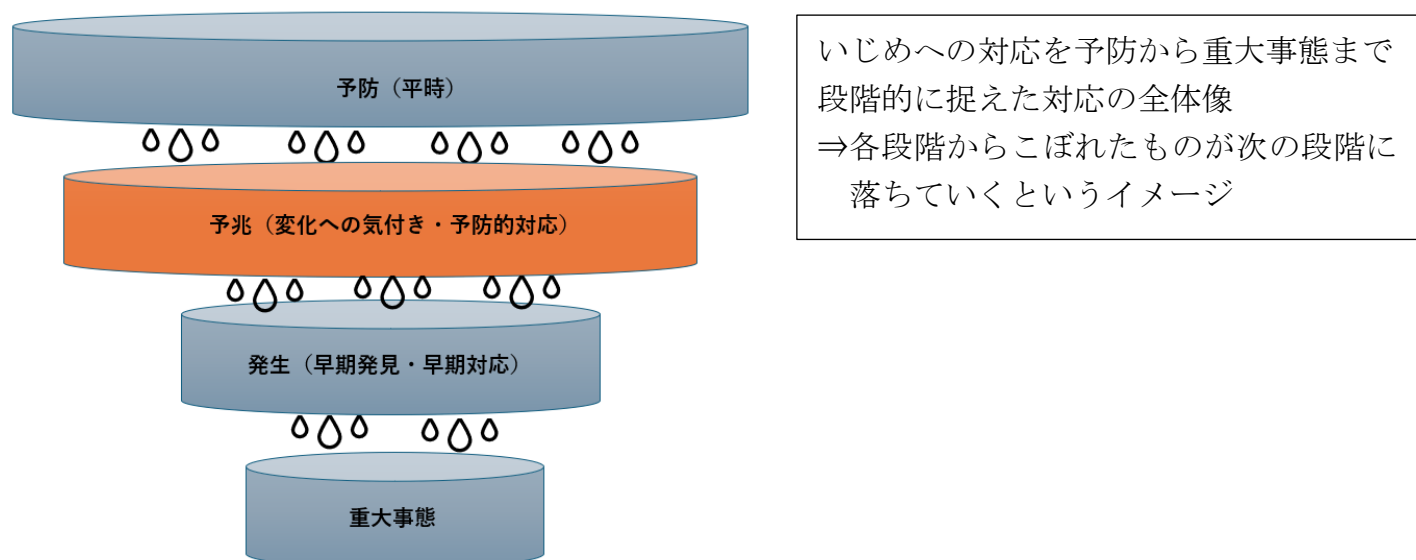
5 複雑事案への対応

●複雑事案への基本姿勢

① 複雑事案の特徴

- ・複雑事案とは、当事者間の関係性、発達特性を含む個人の特性、家庭環境その他の背景要因が複合的に関係し、又は学校内外の人間関係若しくはSNS等を通じたやり取りが影響することにより、事案の状況及び経過を一面的に整理することが困難な事案をいう。
- ・一つの事案内で双方が被害を訴える。
- ・発達特性を含む子どもの特性や心理的特性、環境要因が影響している。
- ・SNS等や、学校外の集団における人間関係の問題等、学校外が主な舞台となる傾向がある。

- ② 複雑事案が陥りやすい状況
 - ・関係者からの過度な介入・要求が起こりやすい。
 - ・対応の遅れや不十分な関わりにより事態を深刻化させるおそれがある。
- ③ 対応の基本方針
 - ・「どちらが悪い」を決めることを目的とせず、子どもの安全・安心の確保と状況の改善を最優先とする。
 - ・当事者間の関係や学校生活の状況に応じて、距離の調整、活動場面の工夫その他必要な環境調整を行う。
 - ・いじめは、適切な対応を怠ればいかなる場合でも重大な事態へと発展し得るとの共通認識を教職員間で共有し、組織的に児童生徒に関する情報を把握・共有する。
 - ・心理士等の専門家も迅速に関わるなど、第三者・専門的機関との短期・中期の見通しを持った連携による重層的な支援を行う。
 - ・必要に応じて第三者の視点を導入し、学校・家庭・子どものそれぞれが孤立しない体制を整える。
 - ・子どもの意見を第一とした、学校による対応及び第三者・専門機関での子ども・保護者への対応を行う。



V 各主体の責務等

1 区

- ・区は、教育委員会及び関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ継続的に推進する責務を有する。
- ・区は、区立学校以外の学校に在籍する児童生徒、未就学児並びに進学又は転学後の状況についても視野に入れつつ、関係機関等との連携及び情報共有その他必要な協力の在り方について検討する。
- ・区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 教育委員会

- ・教育委員会は、いじめに関する事例及び知見を収集・分析し、その結果を学校現場に共有するとともに、いじめの防止等のための施策及び学校の対応における対応の改善に活用する。
- ・教育委員会は、学校及び教職員がいじめの防止等に関し、組織的かつ適切に対応できるよう、必要な助言、支援及び体制整備に努める。
- ・教育委員会は、心理職及びその他の専門職を活用し、学校と連携した支援体制の整備に努める。
- ・教育委員会は、いじめへの対応に当たる教職員が孤立して対応を抱え込むことのないよう、相談体制の整備、専門職による支援その他必要な支援を行うよう努める

3 学校・教職員

- ・学校及び教職員は、いじめの防止等に当たり、特定の教職員による個別対応に依存することなく、組織として連携し、チーム学校による対応を行う。
- ・教職員は、日常的な関わり及び対話を通じて得られる児童生徒の言動、表情、関係性その他の変化並びに学級又は集団の状況の変化を、いじめにつながるおそれのある予兆として捉え、これを見過ごすことなく教職員間で共有するとともに、必要な支援その他の予防的な対応につなげるよう努める。
- ・学校は、初期対応の段階においても、被害又は加害という立場を固定的に捉えることなく、児童生徒一人ひとりの特性及び置かれている状況を十分に理解した上で、早期の支援につなげるよう努める。
- ・学校は、被害を受けた児童生徒の安全・安心の確保及び尊厳の回復を最優先としつつ、関係したすべての子どもが孤立することのないよう配慮した対応を行う。教職員は、児童生徒が自ら他者との関係や課題について考え、対話を通して解決しようとする過程を尊重し、これを支えるよう努める。

4 児童生徒

- ・児童生徒は、いじめが許されない行為であることを理解し、互いの人格及び多様性を尊重して行動するよう努める。
- ・児童生徒は、困ったことやつらさを一人で抱え込まず、信頼することができる教職員、保護者、地域住民その他児童生徒に関わるすべての者又は相談機関に相談することができる。
- ・児童生徒は、安心して過ごすことができる学校づくりに主体的に関わるよう努める。

5 保護者

- ・保護者は、本条例の基本理念及びいじめへの対応の考え方について理解を深め、子どもの最善の利益を最優先として、学校及び関係機関等と基本的な考え方を共有し、相互の信頼関係に基づき、冷静かつ建設的に連携・協力するよう努める。
- ・保護者は、いじめに直面した際の当事者であると同時に、必要に応じて支援の対象ともなり得ること及び保護者自身も心身の負担や困難を抱えることがあることを踏まえ、学校や関係機関の支援を受けながら、子どもの最善の利益を中心に対応するよう努める。
- ・保護者は、子どもの様子や意見に目を向け、いじめの兆候に気付いた場合には、早期に学校へ相談又は情報提供を行うとともに、子どもの意思を尊重し、子どもと共に考えるよう努める。

6 地域住民等・関係機関等

- ・地域住民等及び関係機関等は、子どもの変化やいじめの兆候に気付いた場合には、学校その他関係機関等への情報提供に努める。
- ・学校及び関係機関等と連携し、子どもの居場所や相談先の確保に努める。
- ・地域住民等及び関係機関等は、いじめを経験した子ども及びその保護者が孤立しないよう、必要な支援体制の充実を図る。

VI 制度・体制の考え方

1 連携・協議のための常設体制

- いじめ防止等対策連絡協議会（要綱設置・年数回開催）
 - ・学校、保護者、地域、関係機関が情報共有・連携
 - ・平時の取組と予防を中心に扱う

2 専門的・中立的な調査体制（条例設置）

- （仮称）いじめ問題調査委員会（附属機関として設置）
 - ・教育、心理、福祉、法律等の専門家で構成
 - ・教育委員会の附属機関
 - ・法第 28 条調査機関を兼ねる
 - ・施策の検証・提言も担う
 - ・調査部会・専門調査員
 - ・案件に応じて弁護士・心理士等が調査を担当

3 再調査の仕組み

- （仮称）いじめ問題再調査委員会
 - ・区長部局附属機関
 - ・必要に応じて再調査を実施
 - ・調査結果について、区長から区議会へ報告

- ・予防・兆候・発生・重大事態を分断せず一連のものとして捉える。
- ・声を上げられない子どもを前提に制度設計を行う。
- ・すべての制度・対応について、「子どもの立場に立っているのか」を常に点検できる体制を組む。
- ・学校内外や進学・転学後においても課題が連続する場合があることを踏まえ、子どもの成長を切れ目なく支える視点を持つ。

本条例における「子ども」とは、「まだ１８歳になっていないすべての人」及び「１８歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人」（世田谷区子どもの権利条例による。）をいう。

また、「児童生徒」とは、区が本条例に基づき具体的な対応又は支援を直接行う主体として、区立学校に在籍する児童生徒を中心に想定するものとする。

ただし、いじめは、学校の設置者又は種別にかかわらず、子どもが心身の苦痛を感じている状況として把握されるべきものであり、その後の成長又は学校生活等に影響を及ぼす可能性がある。

このため、区は、区立学校以外の学校に在籍する児童生徒、未就学児並びに進学又は転学後の状況についても視野に入れつつ、可能な支援の在り方及び関係機関等との連携及び情報共有その他必要な協力の在り方について検討するものとする。

なお、区立学校以外の学校及び未就学児に関わる施設等に対し、本条例に基づく対応を義務付けるものではなく、本条例及び本資料の趣旨並びに考え方について、共有及び周知を図ることを基本とする。

世田谷区いじめ防止等対策推進条例（素案）

（前文）

すべての子どもは、一人の人間として尊重され、安全かつ安心して学び、生活し、自らの可能性を伸ばしながら成長する権利を有しています。子どもの尊厳と人権は最大限尊重されなければならない、子どもの最善の利益は、あらゆる場面において優先して考慮されなければなりません。

いじめは、子どもの尊厳と人権を深く傷つけ、心身の健やかな成長及び将来にわたる学びと生活に重大な影響を及ぼす行為です。その影響は、在学中にとどまらず、成長過程や進学・転学後の人生のさまざまな局面にまで及ぶ可能性があります。

一方で、いじめは、特定の個人の問題のみによって生じるものではなく、子どもを取り巻く多様な人間関係、発達段階、環境的要因の中で、どの子どもにも起こり得るものです。子どもは状況によって、被害を受ける側にも、加害行為に及ぶ側にも、又は傍観する立場にもなり得る存在です。

このため、区は、いじめを決して許されない行為として認識し、被害を受けた子どもの権利回復を最優先とすると同時に、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものとして捉え、早期に気づき、支え、深刻化させず、子どもが孤立しない支援体制の構築を重視します。

また、区は、すべての子どもを権利の主体として尊重し、その意見及び意向が適切に反映されるよう努めるとともに、多様な状況に置かれた子どもへの配慮を重視します。

区は、学校、家庭、地域及び関係機関等と連携し、いじめ防止等の取組を総合的かつ実効的に推進することにより、すべての子どもが安全かつ安心して学び、生活し、健やかに成長することができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どもの最善の利益を基本として、いじめの未然防止、予兆への気づき及び予防的対応、早期発見及び早期対応、被害を受けた子どもの心身の回復並びに再発防止及び関係性の調整・修復を総合的に推進し、すべての子どもが安全・安心に学び、生活し、成長できる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 いじめ 児童生徒に対して、当該の児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該の児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているも

のをいい、形式的な行為の有無に限定せず、児童生徒が感じている心理的又は身体的苦痛を重視して捉えるものとする。

- 2 いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 3 学校 区に在住する子どもが在籍する、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。
- 4 未就学児に関わる施設等 幼稚園、保育所、認定こども園その他未就学児の教育、保育又は支援を行う施設をいう。
- 5 区立学校 世田谷区立学校設置条例に規定する小学校及び中学校をいう。
- 6 子ども まだ 18 歳になっていない全ての人及び 18 歳になっていない全ての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人をいう。
- 7 児童生徒 学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- 8 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。
- 9 地域住民等 区の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は区の区域内で事業を営む者をいう。
- 10 関係機関等 警察、児童相談所その他いじめの防止等に関係する機関等をいう。
- 11 複雑事案 当事者間の関係性、発達特性を含む個人の特性、家庭環境その他の背景要因が複合的に関係し、又は学校内外の人間関係若しくは SNS 等を通じたやり取りが影響することにより、事案の状況及び経過を一面的に整理することが困難なものをいう。

（基本理念）

- 第 3 条 いじめの防止等のための対策は、すべての判断及び対応において、子どもの最善の利益を最優先として行われなければならない。
- 2 区、教育委員会及び学校は、いじめへの対応に当たり、事実関係及び状況を丁寧に把握するとともに、被害を受けた子どもの安全・安心と尊厳の回復を最優先としなければならない。
 - 3 いじめへの対応は、処罰や責任追及を目的とするのではなく、関係したすべての子どもについて、その背景や置かれている状況について理解を深め、関係性の調整や健やかな成長及び再発防止につながる支援を行うことを基本として実施されなければならない。
 - 4 区、教育委員会及び学校は、子どもの意見を表明する権利を尊重し、その意向を丁寧に聴き取らなければならない。
 - 5 区、教育委員会及び学校は、自ら支援を求めることが困難な子ども又はいじめとして認識することが困難な状況にある子どもに十分配慮しなければならない。
 - 6 関係性の調整及び回復は、被害を受けた子どもに和解又や関係の継続を求めるものではなく、本人の意向を尊重しながら、距離の調整、環境調整その他の適切な方法により図られなければならない。
 - 7 いじめは、学校の設置者又は種別にかかわらず、子どもが心身の苦痛を感じている状況として把握されるべきものであり、その後の成長及び学校生活等に影響を及ぼし得るものとして認識されなければならない。

第 2 章 区立学校におけるいじめへの対応の基本方針

（適用及び対象）

第4条 第4条から第25条までの規定は、区立学校に在籍する児童生徒に係るいじめへの対応について適用する。

2 区及び教育委員会がこの条例に基づき行う具体的な対応、支援及び措置は、区立学校に在籍する児童生徒を対象として実施するものとする。

(いじめへの対応の基本方針)

第5条 いじめは、行為の程度、頻度、背景及び児童生徒同士の関係性により多様な様相を呈するものであることを踏まえ、その対応に当たっては、事案の性質及び段階に応じた適切な対応を行うものとし、同一の対応を一律に当てはめるものではない。

2 発生したいじめについては、早期に気づき、支え、深刻化させないことを重視し、対応に当たっては、児童生徒の状況及び背景への理解を踏まえ、児童生徒同士の関係性の調整及び回復を重視して行われるものとする。

3 区、教育委員会及び区立学校は、いじめの行為に及んだ児童生徒について、当該行為のみに着目するのではなく、その背景にある事情、発達段階及び生活環境等を踏まえ、再発の防止及び当該児童生徒の健やかな成長に資するよう、必要な指導及び支援を行うものとする。

4 区、教育委員会及び区立学校は、被害を受けた児童生徒の安全及び安心の確保を最優先としつつ、関係する児童生徒が孤立することのないよう配慮するとともに、児童生徒が自ら他者との関係や課題について考え、対話を通じて解決に向かう過程を支えるものとする。

第3章 各主体の責務等

(区の責務)

第6条 区は、教育委員会及び関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ継続的に推進する責務を有する。

2 区は、区立学校以外の学校に在籍する児童生徒、未就学児並びに進学又は転学後の状況についても視野に入れつつ、関係機関等との連携及び情報共有その他必要な協力の在り方について検討するものとする。

3 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(教育委員会の責務)

第7条 教育委員会は、区立学校及びその教職員がいじめの防止等に関し、組織的かつ適切に対応できるよう、必要な助言、支援及び体制整備を行う責務を有する。

2 教育委員会は、いじめへの対応に当たる教職員が孤立して対応を抱え込むことのないよう、相談体制の整備、専門職による支援その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 教育委員会は、区立学校に対して適切な支援を行うことができるよう、心理職及びその他の専門職を活用した体制の整備を図る。

4 教育委員会は、いじめに関する事例及び知見を収集し、及び分析し、その結果を区立学校現場に共有するとともに、いじめの防止等のための施策及び学校における対応の改善に活用するものとする。

(区立学校及び教職員の責務)

第8条 区立学校及び教職員は、いじめの防止等に当たり、特定の教職員による個別対応に依存することなく、組織として連携し、チームによる対応を行う責務を有する。

- 2 教職員は、日常的な関わり及び対話を通じて得られる児童生徒の言動、表情、関係性その他の変化並びに学級又は集団の状況の変化を、いじめにつながるおそれのある予兆として捉え、これを見過ごすことなく教職員間で共有するとともに、必要な支援その他の予防的な対応につなげるよう努めるものとする。
- 3 区立学校は、初期対応の段階においても、当該事案における児童生徒の状況を一面的に捉えることなく、児童生徒一人ひとりの特性及び置かれている状況を十分に理解した上で、早期の支援につなげるよう努めるものとする。
- 4 区立学校は、被害を受けた児童生徒の安全・安心の確保及び尊厳の回復を最優先としつつ、関係したすべての児童生徒が孤立することのないよう、配慮した対応に努めるものとする。この場合において、教職員は、児童生徒が自ら他者との関係や課題について考え、対話を通して解決しようとする過程を尊重し、これを支えるよう努めるものとする。

(児童生徒の役割)

第9条 児童生徒は、いじめが許されない行為であることを理解し、互いの人格及び多様性を尊重して行動するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、困ったこと又はつらさを一人で抱え込まず、信頼することができる教職員、保護者、地域住民その他児童生徒に関わるすべての者又は相談機関に相談することができる。
- 3 児童生徒は、安心して過ごすことができる学校づくりに主体的に関わるよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、本条例の基本理念及びいじめへの対応の考え方について理解を深め、児童生徒の最善の利益を最優先として、区立学校及び関係機関等と基本的な考え方を共有し、相互の信頼関係に基づき、連携及び協力するよう努めるものとする。

- 2 保護者は、いじめに直面した際の当事者であると同時に、必要に応じて支援の対象ともなり得ること及び保護者自身も心身の負担や困難を抱えることがあることを踏まえ、区立学校その他関係機関の支援を受けながら、児童生徒の最善の利益を中心として対応するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、児童生徒の様子及び意見に目を向け、いじめの兆候に気付いた場合には、早期に区立学校に相談又は情報提供を行うとともに、児童生徒の意思を尊重し、児童生徒と共に考えるよう努めるものとする。

(地域住民等及び関係機関等の役割)

第11条 地域住民等及び関係機関等は、児童生徒の変化又はいじめの兆候に気付いた場合には、区立学校その他関係機関等への情報提供に努めるものとする。

- 2 地域住民等及び関係機関等は、区立学校及び関係機関等と連携し、児童生徒の居場所及び相談先の確保に努めるものとする。
- 3 地域住民等及び関係機関等は、いじめを経験した児童生徒及びその保護者が孤立しないよう、必要な支援体制の充実に努めるものとする。

第4章 区立学校における段階別対応の基本

(予防)

第12条 区立学校は、児童生徒一人ひとりの違いが尊重され、安心して意見や気持ちを表明することが

できる学級及び区立学校の環境づくりを通じて、いじめが生じにくい集団形成に努めるものとする。

- 2 区立学校は、成功体験のみならず、失敗や葛藤を含めた学びの過程が大切にされる学級運営を行い、対話を通じて人間関係を調整する力を育むよう努めるものとする。
- 3 区立学校は、教職員が日常的に児童生徒の状況や小さな変化について相談及び共有を行うことができる体制を整えるとともに、必要に応じて専門職も含めた連携を図り、気づきを特定の教職員のみで抱え込むことなく、区立学校全体で支援につなげる風土づくりを予防の基盤として重視するものとする。
- 4 区立学校は、児童生徒の言動、表情、関係性その他の変化並びに学級又は集団の状況の変化を、いじめにつながるおそれのある予兆として捉え、これを見過ごすことなく、必要な支援その他の予防的な対応につなげるものとする。

(早期発見)

第13条 区立学校は、明確な被害の申告がない場合であっても、児童生徒が心理的又は身体的な苦痛を感じていると認められる状況その他いじめが疑われる行為又は状況を把握した場合には、必要な事実確認その他の対応につなげるものとする。

- 2 区立学校は、早期発見に当たっては、特定の教職員の判断のみに依存するのではなく、組織的な情報共有及び多角的な視点に基づいて行うものとする。

(早期対応)

第14条 区立学校は、いじめが疑われる場合には、事実関係の確認を行うとともに、子どもの不安や恐怖に寄り添い、安心して過ごすことができる環境の確保を中心に置いた対応を行うものとする。

- 2 区立学校は、初期対応に当たっては、被害を受けた児童生徒の安全・安心及び学習環境の保障を優先するとともに、児童生徒が孤立しないよう配慮するものとする。
- 3 区立学校は、初期対応の段階においても、児童生徒の状況及び背景を踏まえ、いじめに至った要因その他の背景事情についても丁寧に把握し、必要に応じて教育委員会及び専門職と連携し、継続的な支援につなげるよう努めるものとする。

(複雑事案への対応)

第15条 区立学校及び教育委員会は、複雑事案への対応に当たっては、事案の背景及び関係性を踏まえ、児童生徒の安全及び安心の確保並びに状況の改善を図るものとする。

- 2 区立学校及び教育委員会は、いじめの事案が複雑事案に該当すると認める場合には、当該事案が重大事態に至っていない段階であっても、専門職又は関係機関等との連携を含め、組織的かつ多角的な対応を行うものとする。

第5章 体制等

(世田谷区いじめ防止基本方針の策定)

第16条 教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ計画的に推進するため、本条例の基本理念を踏まえ、いじめ防止等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

(学校いじめ防止基本方針の策定)

第17条 区立学校は、前条の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じたいじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これを実施するものとする。

(世田谷区いじめ防止等対策連絡会の設置)

第 18 条 教育委員会は、いじめの防止等に関する関係機関等との連携を図るため、いじめ防止等対策連絡会を設置することができる。

2 連絡会は、いじめの防止等に関する情報共有、意見交換、取組に関する助言及び支援その他必要な事項について協議を行い、区立学校におけるいじめ防止等の取組が実効的に推進されるよう連携を図るものとする。

(世田谷区いじめ問題調査委員会の設置)

第 19 条 教育委員会は、いじめの防止等のための対策が専門的かつ中立的な見地から推進されるようにするとともに、法第 28 条第 1 項に規定する調査その他いじめに関する事案について調査を行うため、教育委員会の附属機関として、いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、必要に応じて意見又は提言を行うものとする。

(1) いじめの防止等のために教育委員会及び区立学校が実施する施策

(2) 法第 28 条第 1 項に規定するいじめの重大事態に係る調査

(3) 再発防止及び児童生徒が安心して過ごすことができる教育環境の整備に関する事項

3 調査委員会は、教育、心理、福祉、法律、医療その他いじめに関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員で組織する。

4 調査委員会は、特定の事案について調査を行うため、必要に応じて部会を置き、又は専門的知見を有する者を専門調査員として任命することができる。

5 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 7 章 いじめ重大事態への対処

(基本姿勢)

第 20 条 教育委員会及び区立学校は、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への対処に当たっては、被害を受けた児童生徒の生命及び心身の安全並びに安心して学ぶ権利の保障を最優先としなければならない。

2 重大事態への対処は、事実関係の解明のみを目的とするものではなく、被害を受けた児童生徒及びその保護者に対する支援を速やかに開始し、又は継続することを基本とし、調査と支援は並行して行われなければならない。

3 教育委員会及び区立学校は、被害を受けた児童生徒にとって何が安全・安心につながるのかについて、当該児童生徒の意見及び意向を尊重しながら把握し、その最善の利益を踏まえて必要な支援及び環境調整を行うものとする。

(重大事態が疑われる場合の対応)

第 21 条 区立学校は、いじめにより重大事態が発生した、又はそのおそれがあると認めるときは、速やかに児童生徒の安全確保のために必要な措置を講ずるとともに、教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被害を受けた児童生徒及びその保護者への説明、心理的支援、関係機関との連携その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 22 条 教育委員会は、重大事態に該当する事案について、法第 28 条第 1 項の規定に基づき、事実関係を明らかにするための調査を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の調査を行うに当たり、事案の内容、被害を受けた児童生徒及びその保護者の意向その他の事情を踏まえ、学校又は教育委員会、世田谷区いじめ問題調査委員会その他適切な調査組織に調査を行わせることができる。

3 調査に当たっては、被害を受けた児童生徒の心身の状態、意向及び負担に十分配慮するとともに、当該調査が児童生徒への支援を妨げることのないよう留意しなければならない。

(調査結果の報告及び説明)

第 23 条 教育委員会は、前条の調査が終了したときは、被害を受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うものとする。

2 教育委員会は、調査結果を区長に報告するとともに、再発防止策を検討し、区立学校への支援に反映させるものとする。

(再調査)

第 24 条 区長は、前条第 2 項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、附属機関に再調査を行わせることができる。

2 再調査を行う附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(再発防止及び継続的支援)

第 25 条 教育委員会は、重大事態への対応並びに調査又は再調査の結果を踏まえ、区立学校における再発防止及び教育環境の改善に必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、被害を受けた児童生徒及びその保護者が事案終結後も孤立することのないよう、必要に応じて関係機関と連携し、継続的な支援に努めるものとする。

第 8 章 区立学校以外の学校等

(区立学校以外の学校等との連携)

第 26 条 区は、区立学校以外の学校に在籍する児童生徒、未就学児及び進学又は転学後の子どもについても視野に入れ、子どもの状況や成長段階に応じた支援が継続的に行われるよう、関係機関等との連携及び情報共有その他必要な協力の在り方について検討するものとする。

2 区は、本条例の目的及び基本理念について区立学校以外の学校、未就学児に関わる施設等及び関係機関等との共有及び周知に努めるとともに、被害を受けた子どもへの支援、適切な事実関係の把握、再発防止その他いじめへの対応が当該目的及び基本理念を踏まえて行われるよう必要な協力及び連携に努めるものとする。

子どもの意見聴取・実態把握の結果等について

(仮称) いじめ防止等対策推進条例の策定にあたり実施した、いじめに関する児童・生徒の意見や考えや実態等を把握するための取り組みについて、下記のとおり報告する。

1 実施した取り組みと結果について

(1) 学級等における話し合い

① 対象

世田谷区立全小・中学校

※小学校低学年、小学校中学年、小学校高学年、中学校1～3年、特別支援学級から、指定された学年のうち1学級

② 実施時期

令和8年4月から6月までの間で、各学校が設定する任意の日程

③ 実施方法

教育委員会が指定する学年の各学級等において、学級活動の時間等を活用し、「友達と仲良くするためにはどうしたらよいか」「友達とのトラブルが起きたときどのようにしたらよいか」「友達とのトラブルが起きないようにするにはどうしたらよいか」等を主な議題として話し合いを実施し、各学校につき、1学級分の話し合いの内容について、オンラインフォームで回答する。

④ 結果

104学級について回答あり。

詳細については分析中であるが、話し合いの中心は「友達関係」「トラブル対応・予防」「安心できる学級づくり」に置かれ、「話し合う・聞く・伝える」「相手の気持ち・立場を考える」といった点を重視し、「嫌なことをしない・言わない」等の日常生活で実行しやすい行動に落とし込まれている様子が見られる。

(2) アンケート調査

① 対象

世田谷区立小・中学校に在籍する全児童・生徒

② 実施時期

令和8年6月（小学1年生のみ9月）

③ 実施方法

- ・「子ども意見アンケート募集動画」により趣旨を説明したうえで実施する。
- ・学校名及び学年を回答項目とし、オンラインフォームを活用して実施する。

④ 結果

小学2年生から中学3年生まで、約42,000人中約36,000人から回答あり（必須回答ではない設問について、設問ごとに回答者数は変動がある）。

詳細については分析中であるが、主に下記のような回答が寄せられた。

- ・「新学期以降友だちとの関係で「嫌だな」「困ったな」と感じたことはありますか。」という問いに対して、設問回答者のうち約18%があると回答している。
- ・「それは主にいつ起こりましたか」という問いに対して、「休み時間」という回答が一番多く、ついで「授業中」「放課後」と続いている。
- ・「それが起こった場所」の問いに対して、「教室」という回答が一番多く、ついで「校庭」「校舎内」が続いている。

で「教室以外の場所（校内）」「学校以外」と続いている。

- ・「自分や友だちが困ったとき、学校や学校以外の相談先を知っていますか」という問いに対して、約69%が「知っている」と答えたが、「自分や友だちが困ったとき、学校や学校以外の相談先に相談しましたか」という問いに対して「相談した」という回答は約50%となった。
- ・実際に相談をした相手としては、「家の人」が最も多く、ついで「友だち」「担任の先生」と続いている。

2 今後実施する取り組みについて

（3）ワークショップ（「友だちとの関わり方を考える体験型ワークショップ～学校生活の場面を通して 別紙1チラシ）

①開催日時

令和8年7月27日（月）

②会場

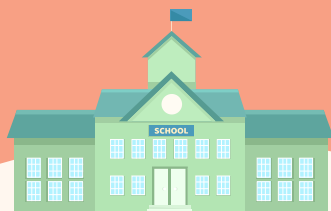
世田谷区教育総合センター研修室

③参加者

小学5年生～中学2年生までの、参加希望者（応募は締め切り済み）

④内容

- ・フォーラムシアター（個人やコミュニティの問題の解決を目指し、行動する存在へと意識化する手段。演劇的手法を用いる。）で、いじめの事例を取り上げて、子どもたちから解決に向けた意見をもらい、ストーリーを変化させていく。
- ・振り返り。フォーラムシアターでの気づきを基に、いじめが起きたときに自分たちはどうしたいのか、条例にあったらいいと思う内容等を話し合う。



学 校 生 活 の 場 面 を 通 して

友だちとの関わり方を考える 体験型ワークショップ

～フォーラムシアターSTORY～

私は小学校の先生をしています。最近、担任しているクラスの様子が
なんだかおかしい。これはふざけているだけ？それとも、まさかいじめ？
様子を見ていて何もできないうちに、その子は転校してしまった・・・。

あのとき私は、どうすればよかったんだろう？

令和 8 年
7 月 2 7 日 (月)
午後 1 時～午後 4 時

フォーラムシアターは、「劇の途中で、お話の
流れを変えることができる」参加型の劇のことです。
困ったことに巻き込まれ、残念な結末で終わって
しまったお話を「こんな言葉をかけたらどうだろう」
とアイデアを出しながら何度でもやり直して、
「どうすればみんなが幸せになれるかな？」を
一緒に考えていきます。

フォーラムシアター進行：Stage Connect
葛木 英

場 所

世田谷区立教育総合センター
研修室たいよう（世田谷区若林5-38-1）

対 象

世田谷区内在住の
小学 5 年生～中学 3 年生

人 数

1 5 名
（応募者多数の場合は抽選）

申 込

区ホームページから申請
7 月 1 0 日 (金) まで



世田谷区ではいま、みなさんが安心して自分らしく学校生活を送れるよう、
いじめを防いだり困ったとき助けられるようにするための条例（区のルール）
を作ろうとしています。大人が勝手に作って決めるのではなく、
子どものみなさんの気持ちや考えを聞かせてほしいと思っています。
このワークショップは、そのための取り組みのひとつです。

(仮称) いじめ防止等対策推進条例シンポジウム (案)

1 目的

「(仮称)いじめ防止等対策推進条例」の策定に向け、条例(素案)を説明するとともに、子どもたちからの意見を紹介し、区民の意見を直接的に聞くため、シンポジウムを開催する。

2 シンポジウム開催概要

(1) 開催予定日時

令和8年9月26日(土) 14時～16時30分

※ 区民意見募集(想定: 9月15日～10月8日)

(2) 会場

せたがやイーグレットホール 集会室A・B (定員: 157名)

(3) シンポジウムの副題

「いじめが起きたとき—わたしたちがしてほしいこと」

(4) 開催方式

対面(事前申込100名)及び動画配信(ウェビナー)

開催後、一定期間、当日の様子を収録した動画を配信する。

(5) 周知方法

区のおしらせ(8月15日号)、ホームページ、すぐーる等

3 実施内容

(1) タイムスケジュール(2時間30分)

時刻	所要時間	内容
14:00	5分	教育長挨拶、事務連絡
14:05	10分	条例素案について
14:15	10分	子どもアンケート結果について
14:25	20分	事前ワークショップの報告(動画上映含む)
14:45	15分	休憩
15:00	85分	パネルディスカッション「いじめが起きたとき—わたしたちがしてほしいこと」(会場からの質問含む)
16:25	5分	区長挨拶、事務連絡、アンケート回収

(2) パネルディスカッション内容

アンケート・ワークショップをふまえ、いじめが起きたときに子どもたちが望む対応とはなにか、大人はどのように関わるべきかについて話し合う。